教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）

★　ご自身の有効期限を確認する。

所持する教員免許状に「有効期間の満了の日」が記載されているかどうかを確認する。
○「有効期間の満了の日」の記載がない→「旧免許状所持者」（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教員免許状をお持ちの方）
○「有効期間の満了の日」の記載あり →「新免許状所持者」（平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて授与された教員免許状をお持ちの方）

「有効期間の満了の日」の記載がない免許状を所持。

【旧免許状所持者に該当】
栄養教諭免許状を所持していますか？

栄養教諭免許状は持っていない

最初の修了確認期限が生年月日によって区分されます。
（「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」の表１参照）

栄養教諭免許状を所持。

①栄養教諭免許状の授与年月日が平成 21 年 3 月 31 日以前
→（「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」の表２を参照）

②栄養教諭免許状の授与年月日が平成 21 年 4 月 1 日以降で、他の免許状でそれより前に授与のものを所持。
→（「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」の表１を参照）

免許状に「有効期間の満了の日」の記載有り。

【新免許状所持者に該当】
期限は「有効期間の満了の日」が該当します。

「有効期間の満了の日」が複数の日付の教員免許状をお持ちの場合は、最も遅い日付の有効期間の満了の日が、その方の「有効期間の満了の日」として適用されます。

ご自身の修了確認期限または有効期間の満了の日を確認してください。
修了確認期限(有効期間の満了の日)

平・令　　年　　月　　日

※　すでに修了確認期限延期申請を行い、延期証明書を受理している方は、延期後の期限を記入。

なお、すでに更新・免除・延期申請を行ったことがある方は、手続き後に送付している、それぞれの証明書でチェックしてください。

免許状更新講習が受講できる期間および更新講習修了確認申請ができる期間は、修了確認期限（有効期間の満了の日）の２年２か月前から２か月前の２年間です。

※　例：修了確認期限（有効期間の満了の日）が令和３年３月３１日の場合
→　免許状更新講習が受講できる期間および更新講習修了確認申請ができる期間は、
平成３１年２月１日～令和３年１月３１日　の２年間です。

★　更新講習を受講する。

更新講習の受講について〔受講料有料〕（更新講習の開設情報をさがす→文部科学省ＨＰ）

合計30時間

①　必修領域　（６時間）	①・②ともに、受講対象者の区分はなし。（①必修領域は、全免許種共通。②選択必修領域は、学校種や免許種に応じて選択できるようになっている。）
②　選択必修領域　（６時間）	
③　選択領域　（１８時間）	（6H×3 または 12H＋6H の受講も可）

対象職種の区分あり。　（「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」の３区分）

【旧免許状所持者】
現に就いている職に応じて受講すべき対象職種区分が決まる。

【新免許状所持者】
所持する免許状の種類に応じて受講すべき対象職種区分が決まる。

★　大阪府教育委員会に対して、更新申請を行う。　〔申請手数料 3,300 円〕
※申請は、修了確認期限（有効期間の満了の日）の２か月前までに行うこと。
（例：修了確認期限（有効期間の満了の日）が令和３年３月３１日の場合
→申請期限は、令和３年１月３１日。）

チェック欄

チェック
☐　旧免許状所持者に該当
☐　新免許状所持者に該当

受講済チェック
☐
☐
☐

申請済チェック
☐